

証券コード 1967
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日2024年5月27日)

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第79回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamato-se.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードに1967を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地 当社 本社2階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第79期（2023年3月21日から2024年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2023年3月21日から2024年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案 剰余金の処分の件

株主提案（第5号議案）の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.yamato-se.co.jp>）においてお知らせいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本年も株主総会後のお土産の配布は中止とさせていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねておりません。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2024年6月18日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限 2024年6月17日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

株式会社ヤマト 様中

私は、2024年6月18日開催の株式会社ヤマト第9回定時株主総会（開催地を当該議決権行使書（以下「行使書」）に記載の住所において）における各議案につき、右記（賛否）をご表示のうえ、同封の行使書をご提出いたします。

2024年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示が default のものと取り扱われます。

株式会社ヤマト

株主番号		議決権行使回数				議 案	
議案	賛	否	賛	否	議案	賛	
会社提案	○	○	○	○	株主提案	○	

（ご留意）
株主総会にご出席されたい場合は、当該議決権行使書に併せてお持ちください。また、議決権行使書に「賛」または「否」の表示をされた場合は、株主提案に賛成の場合、株主提案に賛成の旨を「新」に、株主提案に反対の場合、株主提案に反対の旨を「反」に「印」でご記入ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に併せてお持ちください。
- 2024年6月17日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の数値が異なる意思を表示される場合は、「株主提案数等別」に記載の当該株主提案の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。

株式会社ヤマト

第5号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。詳細は59頁以降をご参照ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の欄は 賛成)	第3号議案 (下の欄は 賛成)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の欄は 賛成)	第3号議案 (下の欄は 賛成)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

事業報告

(2023年3月21日から
2024年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く国際情勢の不安定化、国内における円安によるコスト負担増加や能登半島地震等の自然災害の影響はあったものの、大手企業を中心とする賃上げをはじめとした雇用・所得環境の改善により、回復傾向にあります。

建設業界においては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しており、民間設備投資は外部環境の回復基調を受け、持ち直しの動きがみられます。しかしながら、建設資材価格やエネルギー価格の高騰等の影響、担い手不足や長時間労働の解消等といった働き方改革への対応等、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは総力をあげて独自の技術・商品を活用したビジネスモデルにより、市場に寄り添った営業活動、デジタル技術を活用した生産システムの改革等、業態変革を図ってきました。

また、当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを認識していることから、ESG投資として、以下の発行体へ投資しています。当社は、本債券を始めとしたESG投資を継続的に実施することで、今後も企業が果たすべき社会的責任を全うしてまいります。

投資年月	発行体	SDGs債の種類
2023年7月	群馬県	グリーン債券
2023年9月	国際復興開発銀行	サステナビリティ債券
2023年11月	三井不動産株式会社	グリーン債券
2023年12月	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	ソーシャル債券
2024年3月	クレディ・アグリコル・CIB	グリーン債券

2023年3月21日に開駅した当社グループが運営する「道の駅まえばし赤城」の設計施工の実績や当社のサポートセンター兼配管加工工場である「朝倉工場」を広く評価いただき、大規模な工事案件の受注も増加しましたが、一方で、想定を上回る建設資材価格の高騰等による不採算工事の発生などもありました。

この結果、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度比10.5%増の561億3千8百万円、売上高は前連結会計年度比8.5%増の482億9千6百万円、翌連結会計年度への繰越高は前連結会計年度比24.8%増の394億7百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比11.1%減の18億7百万円、経常利益は前連結会計年度比7.4%減の23億3千1百万円、特別利益として政策保有株式（上場株式）の売却により投資有価証券売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比20.7%減の14億7千9百万円となりました。

当連結会計年度より、報告セグメントを「建設工事業」および「商業施設運営業」に区分しております。なお、セグメント間取引消去前の金額を使用しております。

（建設工事業）

当社グループの主要部門であり、売上高は478億3千4百万円、セグメント利益（営業利益）は17億6千6百万円となりました。

工事別概況は、以下のとおりであります。なお、セグメント間取引消去後の金額を使用しております。

〔建築・土木〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比39.6%減の21億3千1百万円、完成工事高は、前連結会計年度比41.9%減の22億7千1百万円となりました。

〔空調・衛生〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比4.2%増の337億3千8百万円、完成工事高は、前連結会計年度比15.0%増の302億9千8百万円となりました。

〔電気・通信〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比28.9%増の91億1百万円、完成工事高は、前連結会計年度比10.6%増の73億8千万円となりました。

〔水処理プラント〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比37.1%増の80億7千9百万円、完成工事高は、前連結会計年度比4.3%増の57億6千8百万円となりました。

〔冷凍・冷蔵〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比33.5%増の25億7千5百万円、完成工事高は、前連結会計年度比2.6%増の20億6千4百万円となりました。

工事別の受注工事高、完成工事高および繰越工事高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類別		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
建設 工事業	建築・土木	1,717	2,131	2,271	1,576
	空調・衛生	21,436	33,738	30,298	24,876
	電気・通信	3,059	9,101	7,380	4,780
	水処理プラント	5,096	8,079	5,768	7,406
	冷凍・冷蔵	255	2,575	2,064	767
計		31,565	55,624	47,782	39,407

(注) セグメント間取引消去後の金額を使用しております。

(商業施設運営業)

当社グループの施設運営事業であり、売上高は5億1千3百万円、セグメント利益（営業利益）は7千9百万円となりました。

2023年3月21日に開駅した「道の駅まえばし赤城」は、赤城山の南麓に位置し、群馬県で33番目に開駅する道の駅となります。本道の駅は、“モノ×コト×ヒト”の交流拠点をコンセプトとし、「日本一」市民に愛される道の駅を目指しています。「買い物」「食べる」「リラックス」「遊ぶ」「交流」「学び・体験」の6つの楽しみ方をご提案し、1日中、前橋・赤城を楽しめる施設となっております。

開駅後、積極的に集客活動を実施し、その1つとして広報活動においては新聞各社98件、テレビ報道41件、雑誌掲載79件、その他媒体80件のメディア露出がありました。台南フェア、ビアガーデン、イルミネーションなどイベントも年間で200件実施し、いつ、何度来ても楽しめる道の駅としての施策を行いました。

それらの効果もあり開駅後、好調に来場者数を伸ばし、繁忙期となるゴールデンウィークやお盆、観光需要が高い水準となる9月、10月には特に多くのお客様にご来場いただき、開駅7か月で300万人を突破し、1年間で440万人の来場者数となりました。

(単位：百万円)

種類別	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
商業施設運営業	—	513	513	—
計	—	513	513	—

(注) 商業施設運営業は株式会社ロードステーション前橋上武が運営する「道の駅まえばし赤城」に基づくものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は15億3千6百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、以下のとおりであります。

(建設工事業)

当連結会計年度は、当社が土地を中心とした投資を行ったことから、その投資額は14億5千6百万円です。

なお、施工能力に重大な影響を与えるような固定資産の除去、売却等は行っておりません。

(商業施設運営業)

当連結会計年度は、(株)ロードステーション前橋上武が「道の駅まえばし赤城」の施設利用権を中心とした投資（PFI事業に係る投資）を行ったことから、その投資額は8千万円です。

なお、重要な設備の投資、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する建設業界においては、関連予算の執行により堅調に推移する公共投資の増加に加え、民間設備投資においても、社会経済活動の正常化が進んだことにより国内景気が持ち直し、機械投資やデジタル関連投資を中心に増加することが期待されるものの、建設資材価格の上昇は続くものとみられ、また、技能労働者の高齢化や現場労働者数の減少は建設業における喫緊の課題であり、今後はデジタル技術を活用した、より生産効率を高めた生産システムの構築が進むものと思われます。

このような状況に対応すべく、当社グループは当連結会計年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定いたしました。

項目	第 81 期 目 標 (2025年度目標)	第 80 期 予 想 (2024年度予想)	第 79 期 実 績 (2023年度実績)
連結売上高	530億円	510億円	482億円
連結経常利益	39億円	33億円	23億円
連結ROE	8.0%以上	6.3%	4.1%
連結配当性向	30%以上を目指す	36.8%	46.0%

当社グループは、以下の3点を成長戦略とした「中期経営計画」（2023～2025年度）を推進していきます。

1. コア事業の強化・拡大

当社の強みである「カタチにする力」（見える化・工業化）を更に推進し、高品質・高評価・高収益につなげます。

- ・品質向上、ものづくり体制の確保・強化
- ・競争の強化
- ・顧客の拡大

2. グリーンイノベーションの推進

地方都市の脱炭素社会実現のため、環境性・快適性・経済性がバランスする技術・サービスを提供します。

- ・資源の有効活用
- ・省エネルギーの強化
- ・再生可能エネルギーの拡大

3. 経営基盤の強化・地域貢献

変化に対応し、継続的に成長するための人的資本投資とDX、ガバナンスを強化、エッセンシャル企業として地域に貢献します。

- ・モチベーションの向上（長く安心して働ける環境整備など）
- ・ガバナンスの強化（グループでのガバナンスレベル向上など）
- ・地域貢献（2023年3月21日に開業した「道の駅まえばし赤城」の事業運営など）

当社グループは、本計画の目標達成に向けて、総力をあげて取り組んでまいります。

ひとを育て、技術を磨き、イノベーション（新しい価値創造）を起こして、地域とひとの幸せを創造する企業を目指し、さらなる努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

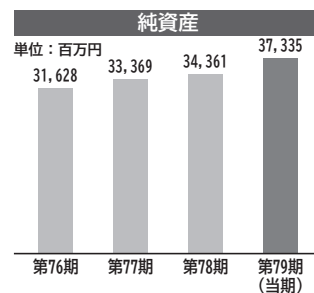
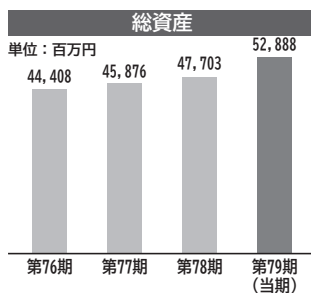
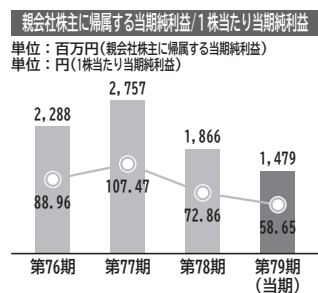
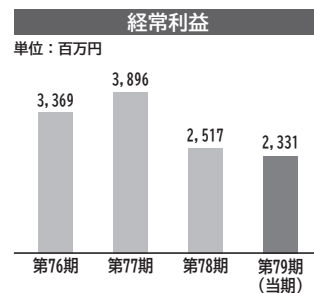
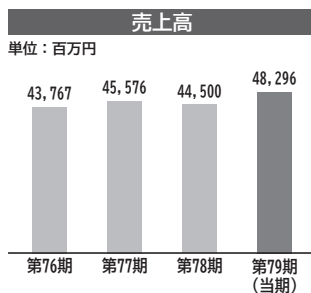
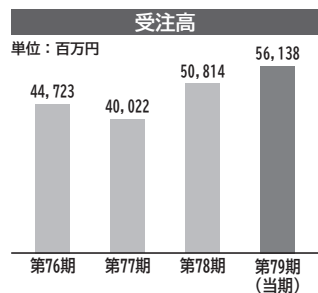
該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第 76 期	第 77 期	第78期	第79期
		(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高	高	44,723	40,022	50,814	56,138
売 上 高	高	43,767	45,576	44,500	48,296
経 常 利 益		3,369	3,896	2,517	2,331
親会社株主に帰属する当期純利益		2,288	2,757	1,866	1,479
1株当たり当期純利益		88 ^円 96 ^銭	107 ^円 47 ^銭	72 ^円 86 ^銭	58 ^円 65 ^銭
総 資 産		44,408	45,876	47,703	52,888
純 資 産		31,628	33,369	34,361	37,335

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第78期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社10社ならびに関連会社1社で構成され、建設工事業を主に営んでおります。

当社グループの事業に係る位置付けおよび事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	会社
建設工事業	建築・土木、空調・衛生、電気・通信、水処理プラント、冷凍・冷蔵に関する工事の設計・監理及び施工並びに、これらに関連する事業	当社
	上記各種工事に関わる修理工事、維持管理業務の一部を施工	(連結子会社) 大和メンテナンス株式会社 株式会社埼玉ヤマト
	電気設備工事の設計・監理及び施工と当社が施工する上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工	(連結子会社) 株式会社ヤマト・イズミテクノス
	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工する上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工	(連結子会社) 株式会社サイエイヤマト
	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売電業務	(連結子会社) 箱島湧水発電PFI株式会社
	鉄骨の設計・加工・建築施工	(連結子会社) 株式会社大塚製作所
	内装工事	(連結子会社) 株式会社テンダー
	土木と建築の総合企画設計監理	(連結子会社) 日新設計株式会社
	電気工事、電気通信工事を施工	(連結子会社) 株式会社スズデン
	土木工事業	(持分法適用関連会社) 上毛建設株式会社
商業施設運営業	道の駅まえばし赤城の企画、設計及び建設、運営業務	(連結子会社) 株式会社ロードステーション前橋上武

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大和メンテナンス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ヤマト・イズミテクノス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
箱島湧水発電PFI株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 大 塚 製 作 所	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 テ ン ダ ー	群 馬 県 前 橋 市
株式会社ロードステーション前橋上武	群 馬 県 前 橋 市
日 新 設 計 株 式 会 社	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
株 式 会 社 ス ズ デ ン	山 形 県 山 形 市

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,116名	(10名 増)	43.5 歳	14.7 年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大和メンテナンス株式会社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理 工事・維持管理業務
株式会社埼玉ヤマト	30	100	当社施工工事等に関わる修理 工事・維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、監理、 施工
株式会社サイエイヤマト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施 工、保守、点検
箱島湧水発電PFI株式会社	20	100	水力発電装置の維持管理業務 と水力発電による電力の売却 事業
株式会社大塚製作所	20	100	鉄骨の設計・加工・建築施工
株式会社テンドー	25	100	内装工事業
株式会社ロードステーション前橋上武	100	60	道の駅まえばし赤城の企画、 設計及び建設、運営業務
日新設計株式会社	14	100	土木と建築の総合企画設計監 理
株式会社スズデン	20	100	電気工事業、電気通信工事業

(注) 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の10社であります。

(14) 主要な借入先

①当社グループの借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社群馬銀行	389
株式会社東和銀行	500
株式会社オリエンタルコンサルタンツ	292

(注) 株式会社オリエンタルコンサルタンツは、当社の連結子会社である株式会社ロードステーション前橋上武の主要株主であります。

②当社の借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,219,927株（自己株式 1,707,725株を除く）
- (3) 株主数 2,898名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマト社員持株会	1,450 ^{千株}	5.75%
株式会社群馬銀行	1,251	4.96
株式会社東和銀行	1,219	4.83
高砂熱学工業株式会社	1,010	4.00
株式会社三晃空調	1,000	3.96
みどり共栄会	911	3.61
株式会社第四北越銀行	874	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	822	3.26
損害保険ジャパン株式会社	751	2.97
株式会社横浜銀行	594	2.35

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,707,725株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年12月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式136,228株を取得しております。

(ご参考) 政策保有株式について

当社は、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、株式を保有しております。

当該方針に照らして保有意義の低下した株式は縮減する方針としております。

2024年3月期の上場株式売却実績は、13銘柄、854,255千円であります。

当社が保有する政策保有株式の当期末の貸借対照表計上額は、9,144,425千円、保有銘柄数は69銘柄（うち上場株式47銘柄）となっております。

- ・ 2024年3月期に売却した上場株式 13銘柄、854,255千円

- ・ 政策保有株式の保有状況

銘柄数（うち上場株式） 貸借対照表計上額

2023年3月期 79銘柄（58銘柄） 6,600,170千円

2024年3月期 69銘柄（47銘柄） 9,144,425千円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	町 田 豊	業務執行最高責任者 株式会社最玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエヤマ 代表取締役社長 株式会社テンドー 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役
取締役副社長執行役員	吉 井 誠	事業本部長 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 代表取締役社長
取締役専務執行役員	片 沼 聡	東京支店長、兼横浜支店・千葉支店担当 株式会社ヤマト・イズミテクノ 代表取締役社長
取締役専務執行役員	木 村 哲 夫	設計本部長、兼技術本部長、兼購買部担当
取締役常務執行役員	北 村 誠	事業本部 副本部長
取締役常務執行役員	佐 藤 邦 昭	冷 熱 部 長
取締役執行役員	藤 井 政 宏	管 理 本 部 長
取締役執行役員	鳥 居 博 恭	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部 長
取 締 役	石 田 哲 博	
取 締 役	河 本 榮 一	河本工業株式会社代表取締役会長
常 勤 監 査 役	横 堀 元 久	
監 査 役	金 井 祐 二	
監 査 役	望 月 淳	株式会社民間資金等活用事業推進機構 非常勤取締役 エス・オー・シー株式会社 非常勤取締役

- (注) 1. 取締役 石田 哲博氏および取締役 河本 榮一氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 金井 祐二氏および監査役 望月 淳氏は社外監査役であります。
 3. 監査役 金井 祐二氏および監査役 望月 淳氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 社外取締役 石田 哲博氏、社外取締役 河本 榮一氏、社外監査役 金井 祐二氏、社外監査役 望月 淳氏、を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の役員報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	93	80	—	12	9
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	—	—	1
社外取締役	8	6	—	1	2
社外監査役	5	5	—	—	3

- (注) 1. 上記取締役(社外取締役を除く)の支給人員には、2023年6月15日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。
 2. 上記社外監査役の支給人員には、2023年6月15日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれています。
 3. 上記報酬等の額のほか、2023年6月15日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して8,580千円、退任監査役1名に対して520千円(うち社外監査役1名520千円)を支給しています。
 4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む。)は、96百万円です。
 5. 連結報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載していません。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役の報酬等の総額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬等の総額は、1994年6月15日開催の第49回定時株主総会において、年額3,000万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、役員の報酬は年額をもって決定しております。

取締役の退職慰労金については、「取締役の退職慰労金支給規定」に基づき、引当金を計上しております。また、監査役の退職慰労金については、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会において「監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」を決議しております。

③ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準及び報酬体系になるように設計するものとしております。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、賞与を支給いたしません。具体的な金額については、次のとおり決定しております。

I. 月額報酬

「役員の報酬基準」に基づき、役位、職責、在任年数等に応じて地域企業水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、支給します。

II. 賞与

会社業績に応じて当該取締役の役位や職責等を勘案して決定し、支給します。

III. 退職慰労金

「取締役の退職慰労金支給規定」に基づいて決定し、毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給します。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内かつ「役員の報酬基準」に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対して独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系は、固定報酬のみであります。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内で、取締役会により一任された代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田豊が、取締役会で承認された「役員の報酬基準」に基づき、前事業年度の実績と当該役員の役位等に応じた報酬額を決定しております。また取締役会が、代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田 豊に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることに拠ります。

- ⑥ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、監査役の協議で決定しております。また、監査役は監査をそれぞれ適正に行うため、独立性を確保する必要があることから固定の月額報酬のみ支給します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石田哲博氏の兼職先はなく、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河本榮一氏の兼職先である河本工業株式会社と当社の間では、業務および資本提携契約を締結しており、期中においてスーパーマーケットの新築工事等の取引がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。また、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役金井祐二氏の兼職先はなく、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役望月 淳氏の兼職先である株式会社民間資金等活用事業推進機構およびエス・オー・シー株式会社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動の状況および社外取締役・社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石田 哲博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議等につき、長年にわたる行政機関での見識を活かし、マスメディアの取締役として経験豊富な経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 河本 榮一	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し議案の審議等につき、建設分野の豊富な経験と幅広い見識を活かし、企業の代表取締役として事業運営を通じて培われた経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 金井 祐二	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役 望月 淳	当事業年度開催の取締役会12回のうち、就任後8回に出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち、就任後7回に出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第5項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 補償地域は日本国内、保険期間は2024年3月28日から1年間であります。
- ④ 当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	58
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	58

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として18百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

① 処分対象 太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓発活動、研修を定期的実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的を取締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役員、関係部署はこれに協力する。

- 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
- 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の内容の周知
「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等についてヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討し、コンプライアンス統括室は、推進状況の確認および改善を促進しております。その結果に基づき内部監査室は、第3四半期にコンプライアンス監査を行っております。
役職員に対し、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し、啓発活動に努めております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」について、コンプライアンス統括室および経営陣から独立した常勤監査役に窓口を設置し、内部通報ししやすい環境を整備して運用しております。
- ③ リスク管理体制
不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っています。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。
- ④ グループ管理体制
毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、内部監査室が子会社の監査を定期的を実施しています。
- ⑤ 監査役の監査体制
当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っています。内部監査室が行った監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,358,777	流 動 負 債	13,352,662
現金預金	8,453,940	工事未払金	6,241,462
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	15,824,113	買掛金	36,741
電子記録債権	2,534,009	短期借入金	600,000
有価証券	517,573	1年内返済予定の長期借入金	42,072
未成工事支出金等	1,763,415	未払法人税等	617,444
その他	1,278,964	未払消費税等	175,368
貸倒引当金	△13,240	未払役員報酬	12,300
		未払費用	957,345
		契約負債	2,848,102
		賞与引当金	1,054,451
		完成工事補償引当金	75,775
		工事損失引当金	255,978
		その他の他	435,619
固 定 資 産	22,530,063	固 定 負 債	2,201,158
有 形 固 定 資 産	7,817,063	長期借入金	539,749
建物・構築物	2,906,087	繰延税金負債	1,467,021
機械・運搬具	284,166	役員退職慰労引当金	133,200
土地	4,187,081	その他の他	61,187
その他	439,728		
無 形 固 定 資 産	1,844,144	負 債 合 計	15,553,820
のれん	471,719	純 資 産 の 部	
施設利用権	847,075	株 主 資 本	33,321,063
その他	525,348	資本金	5,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	12,868,855	資本剰余金	4,730,625
投資有価証券	11,360,707	利益剰余金	24,529,716
関係会社株式	79,611	自己株式	△939,278
繰延税金資産	63,419	その他の包括利益累計額	3,954,474
退職給付に係る資産	1,057,603	その他有価証券評価差額金	3,767,538
その他	307,513	退職給付に係る調整累計額	186,936
		非支配株主持分	59,481
		純 資 産 合 計	37,335,019
資 産 合 計	52,888,840	負 債 純 資 産 合 計	52,888,840

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(2023年3月21日から
2024年3月20日まで)

(単位：千円)

<p>売上高 48,296,211</p> <p>売上原価 43,657,363</p> <p>売上総利益 4,638,848</p> <p>販売費及び一般管理費 2,831,052</p> <p>営業利益 1,807,795</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息及び配当金 318,396</p> <p>有価証券償還益 10,610</p> <p>投資有価証券償還益 43,539</p> <p>受取賃貸料 43,183</p> <p>電力販売収益 4,513</p> <p>その他の 204,671</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 18,605</p> <p>持分法による投資損失 10,388</p> <p>賃貸費用 30,408</p> <p>有価証券償還損失 150</p> <p>電力販売費用 1,408</p> <p>その他の 39,930</p> <p>経常利益 2,331,818</p> <p>特別利益</p> <p>固定資産売却益 2,444</p> <p>投資有価証券売却益 353,546</p> <p>特別損失</p> <p>固定資産売却損 17,129</p> <p>固定資産処分損失 2,061</p> <p>減損損失 21,605</p> <p>投資有価証券評価損 125,310</p> <p>事務所移転費用 13,343</p> <p>税金等調整前当期純利益 2,508,358</p> <p>法人税、住民税及び事業税 1,047,826</p> <p>法人税等調整額 △55,315</p> <p>当期純利益 1,515,847</p> <p>非支配株主に帰属する当期純利益 36,376</p> <p>親会社株主に帰属する当期純利益 1,479,470</p>		<p>48,296,211</p> <p>43,657,363</p> <p>4,638,848</p> <p>2,831,052</p> <p>1,807,795</p> <p>318,396</p> <p>10,610</p> <p>43,539</p> <p>43,183</p> <p>4,513</p> <p>204,671</p> <p>18,605</p> <p>10,388</p> <p>30,408</p> <p>150</p> <p>1,408</p> <p>39,930</p> <p>2,331,818</p> <p>2,444</p> <p>353,546</p> <p>17,129</p> <p>2,061</p> <p>21,605</p> <p>125,310</p> <p>13,343</p> <p>2,508,358</p> <p>1,047,826</p> <p>△55,315</p> <p>1,515,847</p> <p>36,376</p> <p>1,479,470</p>
--	--	---

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（2023年3月21日から）
（2024年3月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,730,625	23,684,149	△819,985	32,594,789
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△633,903		△633,903
親会社株主に帰属する当期純利益			1,479,470		1,479,470
自 己 株 式 の 取 得				△119,292	△119,292
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	845,566	△119,292	726,273
当 期 末 残 高	5,000,000	4,730,625	24,529,716	△939,278	33,321,063

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,459,033	284,414	1,743,448	23,104	34,361,342
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△633,903
親会社株主に帰属する当期純利益					1,479,470
自 己 株 式 の 取 得					△119,292
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,308,504	△97,477	2,211,026	36,376	2,247,403
連結会計年度中の変動額合計	2,308,504	△97,477	2,211,026	36,376	2,973,677
当 期 末 残 高	3,767,538	186,936	3,954,474	59,481	37,335,019

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連 結 子 会 社 の 数 …… 10社

連 結 子 会 社 の 名 称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス、
㈱サイエイヤマト、箱島湧水発電PFI㈱、㈱大塚製作所、
㈱テンダー、㈱ロードステーション前橋上武
日新設計㈱、㈱スズデン

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 …… 1社

持分法適用会社の名称 …… 上毛建設㈱

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社スズデンの決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未 成 工 事 支 出 金 …… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無 形 固 定 資 産

・ 自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ 施 設 利 用 権 …… 施設利用期間である15年～20年を耐用年数とし、定額法によりその取得原価を各事業年度に配分しております。

・ の れ ん …… その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。
- ③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。
- ④ 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。当該工事請負契約等における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時期に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

当社は、2023年3月に同年9月1日を施行日とする就業規則の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う確定給付企業年金規約の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が増加し、過去勤務費用248,684千円が発生しております。

5. 会計方針の変更に関する事項

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する事項

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される売上高

33,542,118千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり認識される売上高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しています。

建設工事において顧客と締結する工事請負契約では、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいています。

工事原価総額は実行予算を基礎として見積っています。実行予算は、工事現場責任者が、資材仕入先や外注先から見積書等を入手のうえ、工事案件ごとの施工条件等を踏まえて策定し、工事原価管理部署の責任者等が承認しています。また、工事の進捗に伴い、実行予算を必要に応じて見直しています。

しかし、当社グループで施工する工事案件は、工事案件ごとに仕様や工期等が異なり個性が強く、画一的な判断尺度が得られにくいことから、工事原価総額の見積りと見直しに当たっては、工事施工や原価管理に関する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。また、工事着手後の状況変化により想定していなかった追加原価が発生する可能性があり、工事原価総額の見積りには不確実性を伴うことから、工事原価総額が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,621,313千円
2. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形及び電子記録債権が連結会計年度末日残高に含まれております。
受取手形 10,396千円
電子記録債権 158,819千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は3,412千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高の内訳は次の通りです。

完成工事高	47,771,763千円
その他事業売上高	524,448千円
計	48,296,211千円

2. 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、33,542,118千円であります。
3. 研究開発費の総額は、156,936千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	633,903	25	2023年3月20日	2023年6月16日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 680,938千円
- ② 1株当たり配当額 27円
- ③ 基準日 2024年3月20日
- ④ 効力発生日 2024年6月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び、安全運用に係る短期のもので、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	11,385,631	11,385,631	—
資産計	11,385,631	11,385,631	—
(1) 長期借入金	581,821	563,245	△18,575
負債計	581,821	563,245	△18,575

(※1) 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、工事未払金、買掛金、短期借入金並びに未払費用につきましては、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「(1) 有価証券・投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	572,260

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,453,940	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	15,824,113	—	—	—
電子記録債権	2,534,009	—	—	—
有価証券・投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	164,585	961,884	662,170	164,533
合計	26,976,649	961,884	662,170	164,533

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金	42,072	40,735	41,079	41,426	41,777	374,729
合計	642,072	40,735	41,079	41,426	41,777	374,729

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,789,168	—	—	8,789,168
債券	—	1,953,174	—	1,953,174
その他	—	643,289	—	643,289
資産計	8,789,168	2,596,463	—	11,385,631

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	563,245	—	563,245
負債計	—	563,245	—	563,245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券その他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	建設工事業					商業施設 運営業	合計
	建築・ 土木	空調・ 衛生	電気・ 通信	水処理 プラント	冷凍・ 冷蔵		
一定期間にわたり移転される財又はサービス							
建設	2,247,233	28,820,050	7,380,274	5,732,300	2,064,226	—	46,244,085
設備等の メンテナンス	—	1,466,889	—	—	—	—	1,466,889
不動産管理	—	—	—	—	—	430,342	430,342
一時点で提供される財							
物品等の販売	24,579	—	—	36,208	—	82,958	143,746
顧客との契約 から生じる収益	2,271,812	30,286,940	7,380,274	5,768,508	2,064,226	513,300	48,285,063
リース収益	—	11,147	—	—	—	—	11,147
外部顧客への売上高	2,271,812	30,298,087	7,380,274	5,768,508	2,064,226	513,300	48,296,211

なお、一定期間にわたり移転される財又はサービスには、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日改正）に従い顧客との契約について認識される売上高が含まれております。

リース収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づくものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,095,315
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,747,290
契約資産（期首残高）	9,518,454
契約資産（期末残高）	9,610,832
契約負債（期首残高）	2,175,963
契約負債（期末残高）	2,848,102

注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、請負工事契約において顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で契約資産から債権へ変更しております。顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権に含めております。

2. 契約資産

契約資産は、請負工事契約における履行義務の充足に基づいて認識される権利です。工事の進捗度に応じて契約資産を認識し、顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で顧客との契約から生じた債権に含めております。契約資産は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産に含めております。

3. 契約負債

契約負債は、請負工事契約における履行義務の充足に先立って受領した対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り返られます。

4. 当期認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は1,393,041千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	18,469,933
1年超	12,317,446
合計	30,787,380

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,478円02銭

1株当たり当期純利益

58円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 ヤマト

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 力也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの2023年3月21日から2024年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年3月21日から2024年3月20日までの第79期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月15日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 横 堀 元 久 ④

監 査 役 金 井 祐 二 ④

監 査 役 望 月 淳 ④

(注) 監査役金井 祐二および監査役望月 淳は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2024年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,529,444	流 動 負 債	11,024,171
現金預金	3,914,544	工事未払金	5,626,498
受取手形	439,601	未払費用	769,413
電子記録債権	2,506,086	未払法人税等	456,000
完成工事未収入金	4,560,283	未払消費税等	68,504
契約資産	8,733,375	契約負債	2,666,632
有価証券	518,324	賞与引当金	810,500
材料貯蔵品	217,365	完成工事補償引当金	72,502
未成工事支出金	1,149,499	工事損失引当金	255,978
関係会社短期貸付金	260,679	その他	298,140
未収入金	530,974		
その他	698,709		
固 定 資 産	21,975,059	固 定 負 債	1,555,712
有 形 固 定 資 産	7,063,649	関係会社長期借入金	100,000
建物・構築物	2,643,917	繰延税金負債	1,322,837
機械・運搬具	260,421	役員退職慰労引当金	124,052
工具器具・備品	259,869	その他	8,822
土地	3,736,988		
建設仮勘定	162,453	負 債 合 計	12,579,884
無 形 固 定 資 産	263,614	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	14,647,795	株 主 資 本	29,194,254
投資有価証券	11,162,663	資 本 金	5,000,000
関係会社株式	1,209,573	資 本 剰 余 金	4,730,625
関係会社長期貸付金	1,258,057	資 本 準 備 金	4,499,820
長期前払費用	22,489	その他資本剰余金	230,804
前払年金費用	738,606	利 益 剰 余 金	20,402,907
団体生命保険金	86,612	利 益 準 備 金	469,687
敷金及び保証金	64,568	その他利益剰余金	19,933,219
会 員 権	82,590	別 途 積 立 金	4,200,000
その他	22,633	繰越利益剰余金	15,733,219
		自 己 株 式	△939,278
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,730,365
		その他有価証券評価差額金	3,730,365
		純 資 産 合 計	32,924,619
資 産 合 計	45,504,503	負 債 純 資 産 合 計	45,504,503

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2023年3月21日から
2024年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高 完 成 工 事 原 価 完 成 工 事 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 有 価 証 券 償 還 益 投 資 有 価 証 券 償 還 益 受 取 賃 貸 料 電 力 販 売 収 益 そ の 他 営 業 外 費 用 支 払 利 息 賃 貸 費 用 電 力 販 売 費 用 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 子 会 社 清 算 益 特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 損 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 事 務 所 移 転 費 用 投 資 有 価 証 券 評 価 損 税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益		39,635,213 36,478,487 3,156,726 1,539,862 1,616,864 318,603 10,610 7,833 33,368 4,513 140,541 515,469 10,599 20,478 1,408 34,002 66,488 2,065,844 630 353,546 66,095 420,271 13,821 2,061 21,605 13,343 125,310 176,142 2,309,974 786,921 △31,176 755,745 1,554,229

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(2023年3月21日から
2024年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	14,812,894	19,482,582
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△633,903	△633,903
当期純利益							1,554,229	1,554,229
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	920,325	920,325
当期末残高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	15,733,219	20,402,907

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△819,985	28,393,222	1,446,478	1,446,478	29,839,700
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△633,903			△633,903
当期純利益		1,554,229			1,554,229
自己株式の取得	△119,292	△119,292			△119,292
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,283,887	2,283,887	2,283,887
事業年度中の変動額合計	△119,292	801,032	2,283,887	2,283,887	3,084,919
当期末残高	△939,278	29,194,254	3,730,365	3,730,365	32,924,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 ……

完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工事損失引当金 ……

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金 ……

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金 ……

役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。当該工事請負契約等における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、建設工事業で行っている一部の業務委託に関する取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する場合に、顧客から受取る額から業務委託先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当社は、2023年3月に同年9月1日を施行日とする就業規則の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う確定給付企業年金規約の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が増加し、過去勤務費用248,684千円が発生しております。

6. 会計方針の変更に関する事項

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる、計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更に関する事項

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

8. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される売上高

30,027,160千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する事項に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,914,641千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示しているものを除く）

短期金銭債権 104,455千円

短期金銭債務 163,515千円

3. 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形及び電子記録債権が事業年度末日残高に含まれております。

受取手形 10,396千円

電子記録債権 158,819千円

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は3,412千円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、30,027,160千円であります。

2. 関係会社との取引高

売上高 55,553千円

仕入高、販売費および一般管理費 2,120,329千円

営業取引以外の取引高 90,027千円

3. 研究開発費の総額は、156,936千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数 普通株式 1,707,725株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業 の内容又は職 業	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会 社スズ デン	山形 県山 形市	20,000	電気 工事、 電気 通信 工事、 他	(所有) 100%	資金の 援助	資金の 貸付	860,000	関係会 社短期 貸付金	120,000
									関係会 社長期 貸付金	740,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、無利息としております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,305円50銭

1株当たり当期純利益

61円61銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 健太 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの2023年3月21日から2024年3月20日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月21日から2024年3月20日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画において職務等に基づいて、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門（内部監査室等）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月15日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監 査 役 会

常勤監査役 横 堀 元 久 ①

監 査 役 金 井 祐 二 ①

監 査 役 望 月 淳 ①

(注) 監査役金井 祐二および監査役望月 淳は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき27円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は680,938,029円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

現取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まちだ ゆたか 町田 豊 (1952年6月11日生)	1975年3月 当社入社 2000年3月 当社冷熱部工事二部長代理 2002年3月 当社栃木支店工事部長 2003年3月 当社栃木支店長 2005年6月 当社執行役員栃木支店長 2009年6月 当社取締役執行役員栃木支店長 2011年3月 当社取締役常務執行役員栃木支店長 2013年3月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼技術本部・栃木支店業務執行責任者 2013年6月 当社専務取締役事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2015年6月 当社取締役副社長事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長業務執行最高責任者 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社テンダー 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役	85,000株
〔取締役候補者とした理由〕町田 豊氏は、2009年に当社の取締役就任後、2016年から当社の代表取締役として、当社グループの経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	よしい まこと 吉井 誠 (1950年1月19日生)	<p>1972年3月 当社入社</p> <p>1998年3月 当社環境建設部営業統括部長</p> <p>2002年3月 当社環境事業部長</p> <p>2005年6月 当社取締役執行役員環境事業部長</p> <p>2006年3月 当社取締役執行役員環境事業部長兼高崎支店担当</p> <p>2011年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店長</p> <p>2012年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店・東北支店業務執行責任者</p> <p>2013年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者</p> <p>2015年3月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者</p> <p>2016年6月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者</p> <p>2017年3月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者</p> <p>2019年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼新規事業開発部長</p> <p>2020年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼購買部担当</p> <p>2021年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長兼購買部担当</p> <p>2023年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕吉井 誠氏は、長年にわたる営業部門ならびに事業部門の責任者として、豊富な実績と経験に加え、2005年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>	31,260株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かたぬま あきら 片 沼 聡 (1961年12月9日生)	1987年2月 当社入社 2003年3月 当社冷熱部工事一部部長代理 2009年3月 当社冷熱部工事統括部長 2015年3月 当社執行役員冷熱部長 2015年6月 当社取締役執行役員冷熱部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員冷熱部担当 2022年6月 当社取締役専務執行役員冷熱部担当 2023年3月 当社取締役専務執行役員事業本部 副本部長 2023年9月 当社取締役専務執行役員東京支店長、 兼横浜支店・千葉支店担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ヤマト・イズミテクノス 代表取締役社長	20,000株
〔取締役候補者とした理由〕片沼 聡氏は、長年にわたり工事部門の責任者を務め、2015年から当社の取締役、2020年5月から当社子会社の代表取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。			
4	きむら てつお 木 村 哲 夫 (1956年2月14日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社設計部部長代理 2012年3月 当社設計部部長 2013年3月 当社技術本部設計部・積算部統括部長 2015年3月 当社執行役員技術本部長 2019年6月 当社常務執行役員技術本部長 2022年6月 当社専務執行役員技術本部長 2023年3月 当社専務執行役員設計本部長、兼技術 本部長、兼購買部担当 2023年6月 当社取締役専務執行役員設計本部長、 兼技術本部長、兼購買部担当 現在に至る	9,300株
〔取締役候補者とした理由〕木村哲夫氏は、長年にわたり施工・技術・設計部門の責任者ならびにシステム開発に関する豊富な実績と経験に加え、2015年3月から当社の執行役員、2019年6月から当社の常務執行役員、2022年6月から当社の専務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	さとう くにあき 佐藤 邦昭 (1964年6月17日生)	1988年6月 当社入社 2007年3月 当社冷熱部営業二部部長代理 2014年3月 当社冷熱部営業統括部長 2020年3月 当社執行役員冷熱部長 2023年3月 当社常務執行役員冷熱部長 2023年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 現在に至る	18,110株
〔取締役候補者とした理由〕佐藤邦昭氏は、長年にわたり営業部門の責任者として豊富な職務経験を有しており、2020年3月から当社の執行役員、2023年3月から当社の常務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を生かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
6	ふじい まさひろ 藤井 政宏 (1964年3月12日生)	1987年4月 株式会社群馬銀行入行 2006年2月 同行宝泉支店支店長 2007年10月 同行営業統括部推進役 2009年8月 同行営業統括部主任推進役 2011年6月 同行高崎北支店支店長 2014年2月 同行本店営業部副部長 2016年10月 同行富岡支店支店長 2018年10月 同行事務集中部部長 2019年4月 同行人事部付部付考査役 2019年5月 当社入社・顧問 2019年6月 当社取締役執行役員管理本部長 現在に至る	5,000株
〔取締役候補者とした理由〕藤井政宏氏は、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。長年にわたり金融業務に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、管理部門ならびにコンプライアンス担当として、これまでの経営者としての実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	とりい ひろやす 鳥居博恭 (1969年9月20日生)	2001年5月 当社入社 2007年3月 当社ソリューション企画部部長代理 2013年3月 当社企画推進部長 2015年3月 当社執行役員企画推進部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画推進部長 2022年3月 当社取締役執行役員企画推進部長、 生産システム開発担当 2023年3月 当社取締役執行役員エンジニアリング 事業部長 現在に至る	9,600株
〔取締役候補者とした理由〕鳥居博恭氏は、企画推進部門における建築分野ならびにESG、SDGs等に関する豊富な実績と経験に加え、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。これまでの業務に関する実績と経営者としての経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
8	いしだ あきひろ 石田哲博 (1950年3月29日生)	1973年4月 群馬県庁入庁 2008年4月 同庁企画部長 2009年4月 株式会社エフエム群馬入社 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社取締役会長 2021年6月 同社相談役 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る	15,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕石田哲博氏は、2015年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。長年にわたる行政機関での見識とマスメディアの取締役としての豊富な経験から、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただいております。今後も、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	こうもと えいいち 河本 榮一 (1942年7月26日生)	1965年4月 株式会社大林組入社 1967年6月 河本工業株式会社取締役 1968年11月 同社代表取締役社長 2022年4月 同社代表取締役会長 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	3,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕河本榮一氏は、2019年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。現在、企業の代表取締役会長を務め、経営者として建設分野の豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も、当社の業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石田哲博氏および河本榮一氏は社外取締役候補者であります。なお、石田哲博氏および河本榮一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
石田哲博氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年となります。
河本榮一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
5. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 石田哲博氏および河本榮一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 当社は、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役横堀元久、金井祐二の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 1	さいとう としあき 齋藤 利明 (1955年8月24日生)	1981年4月 当社入社 1998年3月 当社東京支店工事部部长 2005年3月 当社温浴事業部长 2007年3月 当社執行役員温浴事業部长 2015年6月 当社取締役執行役員温浴事業部长 2023年3月 当社取締役執行役員エンジニアリング事業部温浴事業担当部长 2023年6月 当社エンジニアリング事業部 顧問温浴事業担当 現在に至る	16,400株
〔監査役候補者とした理由〕長年にわたる当社の事業領域における豊富な経験や見識を活かし、監査を担っていただけるものと判断し、経営全般に対する監督と有効な助言や発言を行っていただくために同氏を監査役候補者といたしました。			
2	かない ゆうじ 金井 祐二 (1956年12月5日生)	1979年4月 株式会社群馬銀行入行 2001年10月 同行総合企画部主任調査役 2004年2月 同行東京事務所副所長 2005年6月 同行新宿四谷支店長 2008年6月 同行システム部長 2011年6月 同行執行役員審査部長 2014年6月 同行取締役総合企画部長委嘱 2016年6月 同行常務取締役 2019年6月 同行顧問 2019年6月 ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長 2020年6月 当社社外監査役 現在に至る	1,000株
〔社外監査役候補者とした理由〕金融機関における長年の豊富な経験および幅広い見識があり、また会社経営での事業全般に務められていることから財務および会計に関する相当程度の知見を当社の監査で発揮していただき、今後も経営の適正な監査監督を行っていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 金井祐二氏は、社外監査役候補者であります。なお、金井祐二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
 金井祐二氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 金井祐二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

6. 金井祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 金井祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 金井祐二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 当社は、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役 北村誠氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、企業業績および企業価値の持続的な向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「取締役の退職慰労金支給規定」に基づき決定し、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定され、事業報告16頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
きたむら まこと 北 村 誠	2015年6月 当社取締役執行役員横浜支店長 2019年7月 当社取締役常務執行役員横浜支店長、兼東京支店・千葉支店担当 2022年3月 当社取締役常務執行役員横浜支店・東京支店・千葉支店担当 2023年3月 当社取締役常務執行役員事業本部 副本部長（東京・横浜・千葉支店担当） 2023年9月 当社取締役常務執行役員事業本部 副本部長 現在に至る

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、5,000個であります。

以下、提案を受けた議案の要領および提案の理由につきましては、形式的な修正を除き、原文のまま記載し、当社取締役会の意見を記載しております。

<株主提案>

第5号議案 剰余金の処分の件

ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

（ア） 配当財産の種類

金銭

（イ） 1株あたり配当額

金100円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たり剰余金配当金額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金100円）

（ウ） 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記（イ）の1株あたり配当額（配当総額は、1株あたり配当額に2024年3月20日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

（エ） 剰余金の配当の効力が生じる日

本定時株主総会の日

（オ） 配当金支払開始時

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

イ 提案の理由

（ア） 当社の掲げる目標が東証の要請を満たすものでないこと

2023年3月、東京証券取引所（以下「東証」という。）は、PBR（株価純資産倍率）の低迷する上場企業に対して、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を継続的に実施するように要請した。東証は、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とコメントしており、PBRの改善に向けた方針や具体的な目標について、投資者へ分かりやすい形で開示することを求めている。

この点、当社は、2023年12月22日付け「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」と題するリリースにおいて、「ROE 8%以上・配当性向 30%以上」の達成を目標として掲げているが、PBR1倍という目標は、掲げていない。

また、同リリースでは、当社が保有する政策保有株式について、2023年3月期末における対純資産比率が19.2%であったのに対し、これを18%まで減縮することを目標として掲げているが、わずかに約1.2%の縮減は、「目標」と評価できる水準とはいえ、政策保有株式についての当社の取り組みは、およそ十分なものとはいえない。

資本の非効率的な配分や資本の空洞化など、株式持合いに起因する問題は、日本のコーポレートガバナンス上最も大きな問題だと指摘されるほどであり、請求人は、これまで、当社に対して、面談や文書の送付を通じ、市場評価の改善、ひいてはPBR 1倍達成に向けた対応として、政策保有株式の売却を含む施策を取締役会で検討し、早急に公表するよう求めてきたが、東証の要請から1年以上経過しているにもかかわらず、当社の対応は上記にとどまっており、経営の怠慢と言わざるを得ない。

また、当社は、2024年3月11日付け「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」と題するリリースにおいて、自己株式取得を行う旨を公表しているが、市場流動性の低い当社株式についてこれ以上の自己株式取得を進めることは、市場評価の改善に効果的に働くとは考えられない。請求人は、自己株式取得が、市場評価の改善に全く効果的でないことについて、以前から当社担当取締役にも繰り返し伝え、PBR 1倍を達成するためにはどうすべきか議論してきたが、当社には、請求人の意図が全く伝わっていない。

以上のとおり、当社経営陣が、PBR 1倍割れの現状に真摯に向き合っていないことは、明らかである。

(イ) 政策保有株式についての当社の対応に問題があること等

当社は、「取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと」（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）、「政策保有株の適正な保有」を行うと開示している（中期経営計画2023～2025年度）。

また、当社は、「取締役会で定期的に、個別の政策保有上場株式について、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか、中長期的な取引拡大及び関係維持等の保有目的に沿っているかを基に、保有の必要性を検証し、その検証内容について開示を行う。」（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）としているが、当社は、「保有の必要性」と「検証内容」について、具体的な開示は行っていない。例えば、当社の第78期有価証券報告書では、「安定的な経営を確保するため」といった抽象的な保有の目的のみが列挙されており、該当箇所の表の開示項目には「定量的な保有効果」との記載がされているにもかかわらず、定量的な保有効果の説明・開示は、全く見られない（第78期有価証券報告書47頁～52頁）。

以上からすれば、当社が保有する政策保有株式について、積極的に開示できる程度の合理的な保有の必要性がそもそも存在せず、このことを当社自身が認識しているのではないかと疑わざるを得ない。株主等からの批判に耐えられる合理的な説明が可能であれば、有価証券報告書等に説明を記載すればよいだけであるからである。

そのような状況であるにもかかわらず、当社は、上記のとおり2023年12月22日付け「資本コス

トや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」では、政策保有株式について、2023年3月期の対純資産比19.2%という現在の保有割合に対して、縮減の目標を18%と設定しており、実質的に政策保有株を縮減する意思がないことを示している。

請求人が繰り返し、政策保有株式の売却を含む施策の検討及び実施を要請しているにもかかわらず、このように政策保有株式の削減を事実上行わない意思を現経営陣が示していることは、驚くべきことである。

また、当社は、2023年3月期では、政策保有株式以外の債券およびその他の有価証券を約20億円分保有しているが、2020年3月期以降、毎期のように、投資有価証券評価損が特別損失として損益計算書に記載されている。この点からも、当社の有価証券投資の運用体制が適正なのか、株主として大きな懸念を抱かざるを得ない。

以上を踏まえると、請求人は、当社においては、政策保有株式を含む有価証券について、速やかに売却等を行い、その分を適切な株主還元策に回すことが適当であると考えている。

(ウ) 過剰な自己資本の見直し

当社の自己資本比率は、70.6%（2024年3月期第3四半期）となっており、極めて高い水準にある。当社の企業体質として、内部留保をため込むことが慢性化していることが挙げられるが、ため込むことだけでは企業の成長は描けない。当社は、人的資本への投資及び設備投資などを積極的に行い、企業価値を増大させていく施策を行っていくべきである。そのためには、それらの施策に係る投資費用等を具体的に見積もって、これを公表し、実践していかなければならない。

このような成長戦略の前提としても、まずは現状の過剰な自己資本（抱え込むキャッシュ）を見直すべきである。

(エ) 具体的な対応策

以上のとおり、①当社は、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、資本コスト・資本収益性を十分に意識した経営資源の配分を行うためには、まずはPBR1倍を達成すべきであること、②政策保有株式に対する当社の対応には大きな問題があり、政策保有株式を売却して株主還元策に回すことが適当であること、③当社の過剰な自己資本を見直すべきであり、これ以上の資本の積み上げは不要であること、④当社の今期における1株当たり利益は79.26銭と予想されていること、⑤当社の2024年3月期第3四半期における1株当たり純資産は1,399.10銭と予想されていることを総合的に勘案し、今期の配当を、当社のDOE（株主資本配当率）7%相当額を踏まえた額である1株当たり100円とすべきことを提案する。

以上

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

エ 理由

当社は株主様に対する利益還元を最重要政策として位置づけ、経営環境の変化に対応できるよう財務基盤の充実を図りながら、株主様に対しては業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本方針としております。2023年3月27日に開示いたしました当社の「中期経営計画」(2023~2025年度)では、「ROE 8%以上・配当性向30%以上」という経営目標とそのため成長戦略及び重要具体的施策を決定しました。また、2023年12月22日に開示いたしました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」では、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、「ROE 8%以上・配当性向30%以上」を内容とする事業成長と収益性の向上、財務戦略及び資本戦略の強化、IR活動の充実、報酬制度の見直し等のガバナンス面の強化を方針・目標として掲げて、取り組みを強化しております。

このような基本方針等のもと、直近5年間の1株当たり配当額は、第74期(2019年3月期)14.00円、第75期(2020年3月期)及び第76期(2021年3月期)15.00円、第77期(2022年3月期)及び第78期(2023年3月期)25.00円と増配を続け、利益還元の強化を着実に進めております。第79期(2024年3月期)については、生産システムの合理化等への設備投資効果が発現したことや今後の業績見通しから、1株当たり配当額27.00円への増配を2024年6月18日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。また、第80期(2025年3月期)の業績については増益を見込んでおり、配当35.00円と増配を予想しております。

加えて、当社は、重要な株主還元策の一つとして自己株式の取得も検討・実施しております。2024年3月11日には、取得株式総数550,000株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.18%)、取得価額総額450,000,000円を上限とする自己株式の取得を公表しております。当社としては、今後も経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、株主還元を拡充するという資本政策の一環として、機動的な自己株式の取得を実施していくことを検討してまいります。

政策保有株式につきましては、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、当該保有が当社の安定した企業経営に資すると判断した場合には政策保有株式を保有してきました。他方で、当社は、取締役会で定期的に、個別の政策保有上場株式について、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか、中長期的な取引拡大及び関係維持等の保有目的に沿っているかをもとに、保有の必要性を検証し、検証の結果、継続して保有する意義が希薄であると判断した株式については縮減する方針としております。上記中期経営計画においても、「政策保有株の適正な保有と安定的な配当性向の維持」を重要具体的施策の一つとして掲げており、保有の適正化に向けて、今後も継続的に見直しを図ってまいります。なお、これまでの上場株式売却実績は、2023年3月期は7銘柄、746,381千円、2024年3月期は13銘柄、854,255千円となっており、今後も適宜縮減を図ってまいります。

当社を取り巻く経営環境としましては、中長期的には、国内建設需要の減少に伴う競争環境の激化、技能労働者の高齢化や現場労働者の減少等が見込まれることから、新たな建設市場構築に向けた脱請負業、リニューアルやイノベーション分野への経営資源の戦略的投入、働き方改革に

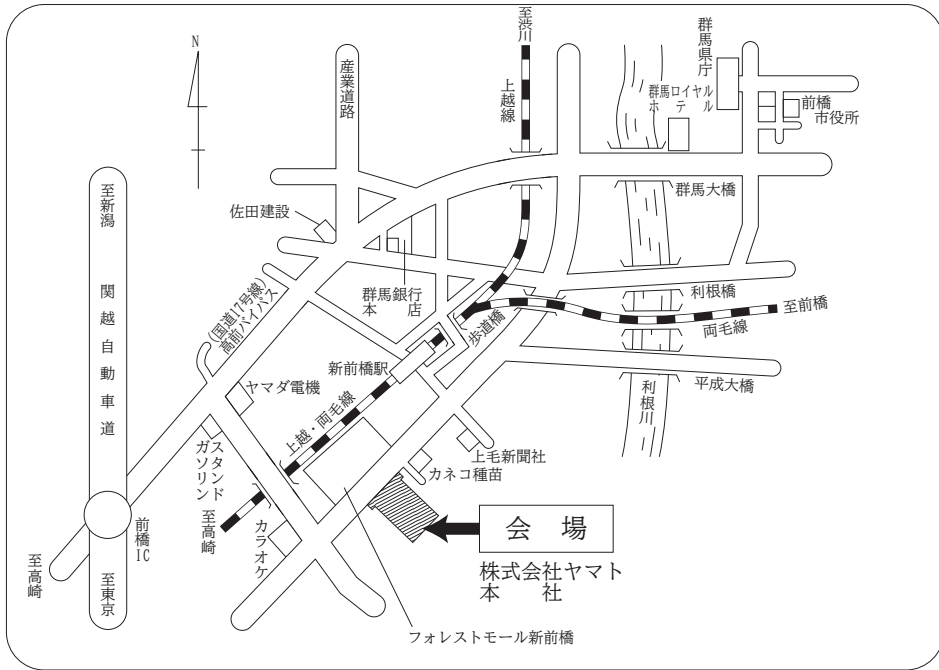
よる将来の担い手確保及び技術開発等による生産性向上が重要な課題であると考えております。当社はこれらの課題に対処するために、事業成長と収益性の向上に取り組んでおります。具体的には、設備施工の工業化による生産性向上・省力化、施工管理体制の強化を推進するため、西善中内工業団地（前橋市）に建設予定のロジスティクスセンター・設備加工工場の稼働による物流合理化・工業化を推進（土地取得済み 約10 億円、建物・設備 約30～40 億円予定）、全社 I T システムの再構築に向けたシステム投資（約 8 億円予定）、収益力強化に向けた低採算案件の基準見直し、人事制度改革による人的資本投資への取組み等に取り組んでおります。また、M&A につきましても2022年3月期においては、株式会社スズデン及び日新設計株式会社を子会社化し、2023年3月期においては上毛建設株式会社を関連会社にする等、当社の競争力強化を図ってまいりました。

このように、当社は、基本方針に沿って、必要な投資を計画・実施しつつ、事業成長と収益性の向上と財務戦略及び資本戦略の強化に努めてまいりました。

一方、本株主提案は、D O E（株主資本配当率）7%に相当する1株当たり100円を求めるものですが、これは2024年3月期の1株当たり当期純利益 58.65円を上回る過大なものと考えます。また、上記のように、経営環境の変化に対応できるよう投資と財務基盤の充実を図りながら、株主様に対しては業績に裏付けられた適正な利益還元に努めていくという当社の基本方針にそぐわず、当社の中長期的な企業価値向上、株主共同の利益に繋がらないと考えます。したがって、取締役会は本株主提案に反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 群馬県前橋市古市町118番地

当社 本社2階 会議室

TEL 027-290-1800(代)

交通機関 JR 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分

関越自動車道 前橋ICより 車で約5分